

会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について

羽 藤 秀 雄

関理事長 お待たせしました。ただいまから、今月の

「資本市場を考える会」を開催いたします。

今日は、金融庁総務企画局企業開示参事官室の羽藤秀雄参事官をお招きして、「会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について」という題でお話をいただくことになっております。

皆様御存じのように、羽藤参事官の御仕事は、会計、ディスクロージャー、監査などの問題をすべて所掌しておられるポストであり、御担当に関する大きな法律改正も実現されておられます。また、国際的にも、国内的にも、いろいろな動きがある分野であり、

私どもの証券界や証券市場にもいろんな形で大きな影響を与えております。

もっと早く参事官にお話を願いたいと思っていただけでありますけれども、何分御多忙だったものですか、なかなか機会がなくて、今日になりました。

本日は大変充実した資料もいただいておりますので、有益なお話をしていただけるものと思います。では、参事官早速よろしく願いいたします。

ただいま御紹介いただきました金融庁の羽藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私は、昭和五六年に通産省、現在の経済産業省に入省いたしました。二〇〇二年の七月の末から現在の仕事に携わっております。

今日、ここにこの機会を与えてくださいまして、誠にありがたく思っております。与えられた時間でどこまで現在の制度改革の内容やその考え方についてお話できるかは制約もありますが、できる限り努力したいと思いますので、よろしくお願います。

はじめに―取組みの基本的な視点

私が着任をしましたのが、ちょうど二〇〇二年七月二五日でありました。この日は、アメリカでSarbanes-Oxley法が議会で成立をした日です。

そして、三一日には大統領が署名をして法律が公布されました。そのようなタイミングでした。企

業会計に関する問題、特にアメリカでのエンロンやワールドコムなどの事件については、着任をする以前から私なりに報道を通じて承知しておりましたが、着任の直後から早速、本格的にその問題の所在、あるいは制度改革の持つ意味というものを検証し始めました。

また、まもなく八月に入り、企業会計審議会の総会を開いていただきました。この総会で「減損会計基準」の意見書が策定・公表されました。私に着任した時点で企業会計審議会での継続的な審議事項とされていた会計基準の課題が二つありました。「減損会計基準」と「企業結合会計基準」です。後者の「企業結合会計基準」についても、二〇〇三年一〇月末に企業会計審議会でもとめていただきました。

私が担当したこれまでの一年四ヶ月は、会計、監査、開示などの制度についての過渡期ともいう

べき時期であり、アメリカでの Sarbanes-Oxley 法の成立などによる国際的な波にもさらされながら、最近では、特に内外の環境変化の動きが比較的に速く、それに追いつかなければならないという点と、もう一つは、同時に、その中でも動かしはならないものは何かということ、ある意味では悩みながらも、日々の仕事を務めております。

さて、最近の制度改革についてこれからお話を申し上げるにあたって、一つには、分野ごとにお話をするという方法と、もう一つは、全体を通じて共通的な事項でお話し、その課題を共通にくりながら進めるという方法がありますが、本日は、後者の方法でお手元のレジュメをまとめております。

まず、レジュメの「1 背景」では、現状の認識について幾つかまとめてみました。この現状認識については、ちょっと甘いのではないかと、

あるいはこういった点はどう考えるのかという点など、また後ほど質疑応答などの場において、いろいろ意見をお聞かせいただければと思います。次に、「2 問題の所在」については、現状認識を前提として、今後どのようなところに気をつける必要があるかという課題を記しております。

概括的に結論を申しますと、二〇〇四年は、国際的に積極的に働きかけていくことを中心に考えていかなければならないと思っています。そのときの基本的な視点ですが、これも結論を先に申し上げますと、ア・プリオリに特定の制度があつて、そこに日本の制度を急に合わせていくというアプローチよりも、「そのような制度あるいは基準も一つの選択肢の可能性として認める」というアプローチに立って資本市場の参加者の選択と判断に委ねていくことが重要だと考えております。例えば、国際会計基準を始めとして、国際的な制

度や基準と、日本の制度や基準をどのように整合性を保っていくかということが大きな課題となっており、「二〇〇五年問題」というような言い方もされ、これに対して日本はどうするのだということが、メディアを始めとしていろいろな場で取り上げられています。そして、ある意味では「問題」という語感にあるように、あおられるような不安感とともに取り上げられがちです。しかし、私は、基本的には、日本の資本市場はこれだけ厚みがあって、多様性があるマーケットですから、そのような中で、国際的な制度や基準もその一つとして根づいていけばいいのではないかという考え方に立っております。つまり、選択肢という中で、まずとらえていくということです。そんなことでは混乱が起るのではないか、という御指摘があるかも知れません。混乱は起こさないように監督当局としては対応しなければならないこと

は当然です。しかし、混乱を未然に防ぐという観点から、現実の資本市場において、特定の制度や基準を排他的に、過度のコストをかけてまで日本に導入しなければならないとは考えておりません。そして、選択肢が既存の制度あるいは基準との相互影響の中で、日本の資本市場が全体として活性化し、競争的な制度環境になればよい。例えば、日本の中で投資家保護といった観点から適切に根づいていけば、それは一つのよりよき制度となる。開示にしても、監査にしても、今後、このような考え方に立つ制度環境の中で今までの日本の制度や基準が相当変質を余儀なくされて、国際会計基準に収斂をしていくのであれば、それは結果としてそういうことになっていくのだ。このようなアプローチをとることを基本に思うわけであります。

往々にして、例えば国際会計基準（IAS）を

日本で取り入れるべきかどうかについて、ゴールが国際会計基準であるべきであるといったことが、よく強調されがちです。特に「金融ビッグバン」と呼ばれる改革の取り組みがなされてきた中で、国際的な整合性を図る観点から、あるいは国際調和の観点から、かくかくしかじかであるという議論が非常に強く出ていました。日本の制度や基準の整備を進め、水準を高める過程では確かに重要な観点であったと思います。しかし、ことさらにこの観点を強調すると、そのこと自体が目的化して、何のために国際整合性をとるのかというところの意味が薄れてしまうのではないか、この点が非常に危険ではないかと思いつながら、私は、着任以来、日本における会計を始めとする様々な制度の整備の進展と現状を私なりに検証してきました。その結果として、今申し上げたような考え方に立つものであります。

ただ、この点については、いろいろなお立場で異なる見解もあるうと思います。「いやいや、そういうことをいつているから日本は乗り遅れるのだ」というようなお叱りをいただくこともあるのですけれども、その辺につきましても、後ほど、皆様の御意見をいろいろとお聞かせいただければと思います。

一、背景

(1) 国際環境における会計基準

レジュメに基づいて、各項目ごとの説明をしたいと思います。

まず、「国際環境における会計基準」についてですが、これは改めて申し上げるまでもなく、ボーダーレスあるいはグローバルな経済という中で、一つには証券の発行体の財務情報をどのよう

に実態開示をすることが適切であるかということが問われるとともに、もう一つには証券の発行体の財務情報の比較可能性が問われるという問題です。この点について、現実には、これまでアメリカの会計基準によって提供され、カバーされて、実際に国際展開を遂げてきた日本の代表的な企業も、アメリカでのA D Rの発行という形によって資金調達をしてきています。これは改めて申し上げるまでもないことだと思います。

そもそも昭和三三年に日本で「証券取引法」と「公認会計士法」が制定された当時、証券投資の大衆化と海外からの外資の円滑な導入が大きな課題であり、このために、投資家の保護とそのため制度整備として、これら二法が制定されたと言われております。そして、国際的な観点は、日本の制度整備に海外での先進諸国の制度を取り入れていくことから具体化し、特に、アメリカの基準

をモデルとして国際化を展開してきたということがベースにありますが、そのことについては、また後ほど国際会計基準（I A S）との関係で触れたいと思います。

(2) 我が国の制度整備の背景と進展

次に「我が国の制度整備の背景」については、かつて、いろいろな事件が起こり、制度や基準が整備され、不幸にして、また事件が起こるといようなことが、繰り返されて、弁証法的に制度あるいは基準が充実され、強化されてきた、特に「会計ビッグバン」と呼ばれた、この数年間は、急ピッチで取り組みが進んできたということだと思います。

そして、従来から企業会計審議会が企業会計の基準を策定し、公表してきておりまして、その結果、いろいろな企業会計基準がとりまとめられて

きています。さらには、先ほども申し上げましたけれども、企業会計審議会で引き続き継続案件として審議をしていただく課題とされておりました「減損会計基準」、「企業結合会計基準」も、二〇〇二年から〇三年にかけて整備されました。このような経過をたどっております。

「監査制度」についても、例えば、金融機関との関係において、一昨年初以降「繰延税金資産」という考え方についてメディアを通じて関心を深めていただいております、恐らく過去にこんなことはなかったのではないかと思います、そのような環境の中で、個々の非常に専門的な技術的な課題から、監査とは何か、あるいは監査人の責任とは何かという本質的な課題に至るまでの広範なテーマが、最近、頻繁に議論されるようになってきました。

監査に関する制度や基準の整備については、第

一に、監査基準の見直しが行われています。平成三年に一度、大改正が行われましたけれども、平成一四年一月に監査基準の改訂について企業会計審議会で抜本的な見直しが行われました。また、中間監査基準についても平成一四年一二月に改訂されました。他方、第二に、公認会計士制度それ自体が見直されました。これは、平成一五年の五月の公認会計士法の抜本改正として、金融審議会、公認会計士審査会でのそれまでの御議論が一つの実を結んだというものであります。

(3) 我が国の制度整備の最近の展開

①会計基準の策定等

「我が国の制度整備の最近の展開」について、企業会計基準を中心にもう少し具体的に申し上げます。たいと思います。

資料1には「ディスクロージャー制度及び会計

基準の見直し」について、平成一〇年度以降のそれぞれの項目ごとの整備状況を示しております。

詳細については省略させていただきますが、その一番下の「企業結合の会計基準」に至ることによって、企業会計審議会におけるこれまでの継続課題にもひと区切りがつけられたということでもあります。

このうちの「減損会計基準」については、企業会計審議会の「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」としてとりまとめていただいたものですが、減損会計がどのような形で導入をされていくかを示したものが資料2でございす。その内容については時間の関係上、省略をさせていただきます。

資料3は、平成一五年一〇月に意見書をまとめていただきました「企業結合会計基準」であります。企業結合の会計基準については、国際的な会

計基準の中では、持分プーリング法を認めないという流れでありますけれども、企業会計審議会の中では、一定の要件を満たす企業結合には持分プーリング法の適用を認めた点と、「のれん」について償却、減損の処理を行うという点がポイントです。むしろ、理論的には持分プーリング法を認めないことがおかしいのではないかという観点も踏まえて、第一部会の部会長を務めていただいている斎藤静樹先生のもとで非常に精力的に御議論をいただいたこともあって、基準をとりまとめたことができました。

よくこれをもって、「国際的な基準との整合性は如何」という御指摘もありますし、「国際会計基準の議論との関係で、果たしてこれで大丈夫なのか」という御質問をいただくこともあります。日本で基準が作られていく、規範力が与えられていくということと、その国際的な調和を図る

ということの関係の中では、私は、資本市場の参加者が経済の実情のもとで基準にしっかりと即して会計情報を発信し、評価していくという中で、基準への信頼が深まり、実効性が高まっていく、ということこそが大事だと思っております。

もう少し敷衍して申し上げますと、本来であれば、基準がどうであれ、問題は証券の発行体なり、あるいは財務諸表をつくる作成の主体が、その基準に則って適正に会計情報として処理をしているかどうかということ、そしてそれが一定の手続において適正に開示されているかどうかということが大事であって、そうであれば、これは表現が必ずしも良くないかもしれませんが、賢明な投資家は、当然のことながら、その基準の意味がわかれば、その基準に則って適正に作られている財務諸表であるかどうかの投資判断ができるというのが、理論的には正しいことなのだろうと思いま

す。そして、市場における「裁定」が働いていくということでもあります。私は、このような市場の機能を重視するべきだと考えております。

よく比較可能性のために、基準は一つであるべきであるという議論があり、確かに、基準がまったく同一であれば比較可能性は容易でしょうが、理論的には、比較可能性の議論を検証していった場合でも基準が単一でなければならないという結論は必然ではなく、複数の基準が存在することはあり得るということだと思います。もっとも、すべてがすべて賢明な投資家であるかどうかという現実の問題がありますので、それを考慮すれば、基準はもちろん一つの方が望ましく、その方が、その基準の下で異なる経済主体、あるいはパフォーマンスを比較することが容易になるということだと思いますけれども、日本において、何が何でも単一の基準でなければならない、あるいは

国際的な基準と同一でなければならないという考え方に立つものではないということであります。

②今後の企業会計審議会

企業会計審議会には、三つの部会があります。

このうち、第一部会は、会計基準それ自体の策定を担っていただいております。「減損会計基準」、「企業結合会計基準」に取り組んでいただいたものであり、ここでの取り組みがひと段落をしました。企業会計の基準の開発や普及は、「企業会計基準委員会」に移管されていますので、今後は、専ら「企業会計基準委員会」で企業会計基準に関する課題を検討、審議をしていただくということです。

また、会計審議会には、企画調整部会があります。企画調整部会は、幅広いテーマを御審議いただく場ですが、平成一六年早々にも企画調整部会

を開催していただき、「二〇〇五年問題」について、論点を整理していくことから、まず始めさせていただきますこうと考えております。

さらに、第二部会では、監査基準について御審議をいただきました。監査基準についても、結論的に申しますと、監査基準のフレームについての御議論をいただくことが必要ではないかと考えています。フレームと申しますのはどういふところかと申しますと、国際監査基準（ISA）がありますが、これを各国の監査基準に代替させていこうという大きな動きが、現在、国際的な場で生じています。IFAC（国際会計士連盟）の中に、IASB（国際監査・保証基準審議会）という専門的な委員会が設けられ、国際監査基準（ISA）の改善の議論が行われております。また、EUでは二〇〇五年から、後に触れさせていただきますが、EU域内での国際会計基準（IAS）

とともに国際監査基準（ISA）の義務づけが既に決定されております。このような動きを見ながら、日本の監査基準を見た場合に、基本的には、大体においてはカバーされておるわけであります。ただ、あえて申し上げれば、保証業務をどのように考えるのかという点については、日本では、残念ながら、まだフレームワークができていない現状にあります。

そこで、保証業務についてのフレームについて、企業会計審議会での御審議をお願いすることと考えており、したがって、平成一六年、年が明ければ、その審議に着手をしていただくという方向で、これから関係者の方々との打ち合わせなどをさせていただきたいと思っております。

会長を務めていただいている早稲田大学教授の加古宜士先生を始めとする企業会計審議会の委員の先生方には、今後ともいろいろとお知恵を拝借

させていただきたいし、お力をいただきたいと考えております。

③ 財務会計基準機構と企業会計基準委員会

平成一三年七月に「財務会計基準機構」が設立され、その中に「企業会計基準委員会」が設置されました。委員には、いろいろな方面の方々に入っていただいております。特に「企業会計基準委員会」は、会計基準の設定の主体として、前東大教授で現在明治学院大学教授の斎藤静樹先生が委員長をされております。これまで一九件の会計基準を策定され、あるいはいろいろな論点を整理され、非常に活発に活動を展開されています。

特に平成一五年の三月に与党から金融対策の提言が出されました。その御提言の中で、企業会計との関係では、大きな二つのポイントが示されました。

その一つが、「固定資産の減損会計」について、強制適用の開始時期を遅らせるべきである、具体的には二年延長すべきであるという御提言であります。もう一つは、「長期保有目的の有価証券」

については、金融商品の会計基準に基づく処理としては「時価評価」による方法が定着をしつつあります。その時価評価を見直すべきであるという御提言です。そもそも商法で強制評価減による方法が位置づけられ、税法ではそれを前提とした取り扱いが四〇年代から定着をしています。このような強制評価減を見直すべきではないかという御指摘も含まれておりました。これらの御提言について、企業会計基準委員会での検討が行われまして、その結果として、従来の取り扱いを変更する必要はないという結論が出されました。

このようなことを一つとりましても、政治の場で正面から、特に金融対策というコンテキストの

中で会計基準の取り扱いの問題が取り上げられ、かつ、それを財務会計基準機構の企業会計基準委員会での検討が行われるということは初めてのことでした。非常に注目あるいは関心を集める中で、企業会計基準委員会は、説明責任の責務をしっかりと果たしていただいております。

もちろんそれらの会計基準は、企業会計基準委員会で作られたものではありません。したがって、金融庁が本来それを説明すべきではないかという御指摘もありました。金融庁としても、政府・与党という枠組みの中での様々な場面で、いろいろな説明を申し上げるという努力はしています。しかしながら、会計基準の設定を担う主体としての専門的な意見はいかかという場合において、企業会計基準委員会がしっかりとその責務を果たしていただくことは非常に重要であると思っておりますし、その責務をしっかりと果たしていた

だいているということがあります。

財務会計基準機構の企業会計基準委員会はこのような活動を展開していますけれども、この機構の一つの課題としては、運営の基盤の問題があります。つまり、なかなか運営のための財政基盤が十分でない。このため、個々の企業に働きかけ、あるいは広報活動を強化して、まず財務会計基準機構、企業会計基準委員会がしっかりと役割を果たしているということを積極的にPRして、広く認識と理解を得ようと努力しておられますが、会員がなかなか広がらない状況にあります。現在、一般の事業会社、監査法人等々が会員になっておられますが、上場会社の加入率が少ないという点がしばしば指摘されています。もちろん、東京証券取引所を始めとして、積極的に会員になっていただきたいという働きかけが行われております。その結果、最近では、特に上場あるいは店頭公開

をされた企業は、基本的には、皆さんがこの会員になっていただいているようです。しかし、旧来からの一般の事業会社を中心になかなか広がっていないという限界があります。

企業会計基準委員会がどのような活動をしているのかについて、主体的にPRに努めるとともに、私どもも、これをしっかりと支えていきたいと思っています。本日ご出席の皆様の御関係の方も、ぜひこの財務会計基準機構、企業会計基準委員会の果たしている役割、あるいはこれからの活動に対して、引き続き積極的にサポートしていただきますように、この場をお借りしてお願い申し上げます。

④開示制度の充実等

レジュメの「我が国の制度整備の最近の展開」として、開示、ディスクロージャーの制度に関し

ては、大きく二つの視点あります。第一が、信頼性の向上のために開示を充実させていくことであり、第二が、経済の活性化のために開示を見直していくことです。このような観点から、制度改革に取り組んでおります。

まず、金融審議会では平成一四年の夏以降、年末にかけて、開示制度の改革について幾つかの項目をとりまとめていただきました。ディスクロージャー・ワーキング・グループを東京大学教授の岩原紳作先生に座長をお願いいたしまして、岩原先生をはじめとする御多忙な委員の方々に御審議をお願いし、実に精力的に会合を重ねて幅広いテーマについての御提言をとりまとめていただいたものです。その結果を、基本的には施行令あるいは内閣府令という形で平成一五年四月一日から施行いたしました。そのようにして具体化した措置を次に説明いたします。

第一に、信頼性の向上のための開示を充実することとし、有価証券報告書などに「コーポレートガバナンスに関する情報」を記載することにした。このほかにも、「リスクに関する情報」や「経営者による財務・経営成績の分析(MD & A)」を新設して、開示情報の充実を図り、制度を整えました。これらは、基本的には平成一六年の三月期からの適用とさせていただき、これよりも早期に適用することも可能であるいたしました。その結果、これらの情報を平成一五年の三月期の有価証券報告書に記載した会社が既に一七社ありました。

第二は、有価証券報告書等の記載内容の適正性について、有価証券報告書の提出会社の代表者が適正であることを確認して、その旨を記載した書面を添付するという制度を創設いたしました。この制度に基づき、「金融再生プログラム」に沿っ

て、主要行に対する要請が別途行われました。平成一五年三月期の有価証券報告書に添付した会社は、主要行以外にもありました。

第三は、経済の活性化という観点から、私募制度との関係において、適格機関投資家の範囲を拡大いたしました。これは、一定の要件を満たす短資会社やベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金などに範囲を拡大するとともに、事業会社についても、従来の規模要件を緩和することにより、適格機関投資家の範囲を拡大したものであります。

第四は、少人数私募の判定の際の「五〇名基準」について、適格機関投資家を算定の対象から除外することにより、少人数私募における対象者の幅を少しでも広げることいたしました。

第五は、いわゆる「プロ私募」の対象にエクイティ関連商品を追加いたしました。これにより、

私募制度がさらに活発に活用されていくことを期待したものであります。

第六は、公開買付規制について、適用除外の要件を拡大いたしました。著しく少数の者からの株券の買い付け等に対して、現行の公開買付規制が課せられていますが、例えば担保権を実行するというケースについてまで、公開買付規制の対象となっていました。これらのケースについては適用除外することが適切ではないかとの提言をいただき、これを踏まえて見直しを行ったものです。

⑤平成一五年度における制度整備の提言

平成一五年においても夏以降、集中的、精力的に御議論をお願いいたしました。

やはり、その結果として御提言を平成一五年一月にとりまとめたいただいたわけですが、その内容は、大きく三つに分かれております。一つが

「目論見書制度の見直し」、もう一つが「公開買付制度についてのさらなる見直し」、三つ目が「規制緩和としての見直し」であります。

そのうちのまず「目論見書制度の見直し」に関しては、投資信託の目論見書について、「狭義の意味での目論見書の部分」と「追加情報部分」に分けて、「狭義の目論見書部分」は必ず投資家に交付しなければならないものの、「追加情報部分」は投資家からの請求に応じて交付すればよく、投資家から一定の期日までに請求がなければ、交付義務が消滅するという形をとることにより、投資家のニーズに合わせて交付が可能となるようにするべきであるという御提言をいただきました。また、既存受益者等に対する投信目論見書の交付義務は免除されることとされ、さらに、同一世帯への一冊の投信目論見書の交付を可能とするようにとの御提言をいただきました。これは同じ世帯の

投資家全員が同意をしているときには、同じ投資信託の目論見書は、その世帯に一冊ずつ交付すればよいことでもあります。アメリカではさらに広く、Eメールのアカウントなども含めて、要するに、同一のアカウントについては、一定の条件を満たす限りにおいて、交付を一冊にし、その他の者に対する交付義務を免除するという措置がとられているようです。

このほか目論見書以外についても重要な御提言をいただいております。特に販売用資料について、現行法上も、目論見書と異なる内容の表示をしてはならないという規制が証券取引法にありますが、この場合の「異なる内容の表示」ということの解釈について、必ずしもルールが明確でなく、販売用資料の作成または提供に関して、いろいろな疑念あるいは必ずしも明瞭でない点があったという御指摘がありました。このため今回は、

どのような場合が目論見書と異なる内容の表示に該当しないかについて、改めてルールを明確化して対応すべきであるという御提言をいただいております。

以上が、目論見書制度の見直しについてでありますけれども、公開買付制度の見直しに関する御提言もいただいております。

公開買付制度は、ディスクロージャーについての規律であると同時に、取引方法についての規律でもあり、ある意味では、会社法、商法において取引方法が規定されても不思議ではない規定について、証券取引法が規定をしているという側面があるといえると思います。

したがって、この問題を審議会で御議論いただきました際には、第一に、必ずしも公開買付あるいは特に強制公開買付という手続を踏まなくてもよいケースにまで、形式的に手続を踏むことが要

求されている場合には、規制緩和の観点から適用の除外を認めていいのではないかと御指摘がありました。第二に、中長期的な観点からは、取引方法についての制限を全くなくしてもよいという御指摘がある一方で、そのような制度変更については非常に慎重に対応するべきであるという御指摘もありました。

今回の公開買付制度に関する御提言は、まず一つには規制緩和という観点から問題点を整理しています。その場合の基本的な考え方としては、議決権に象徴される支配権の移動について、少数者の間の取引、あるいは市場外で行われる取引によって株主間の公平・平等が不当に損なわれてはならないという観点から、現行規定を見直し、そのようなケースに該当するものについては、一部は規制の範囲が増え、幅が広がることもやむを得ないという考え方であります。

例えば、公開買付制度の規制の対象となる有価証券の発行者の範囲の見直しを行いました、社債券の発行によって有価証券報告書の提出義務要件に該当することになった発行者については、当該会社の株券は規制緩和の観点から基本的には公開買付制度の規制の対象外にすべきであるとしつつも、そのうちの上場株券等については必ずしも規制の対象外にする必要はなく、むしろ対象とすべきであるという提言がなされています。

「三分の一ルール」についても、適用除外の範囲を広げるべきであるとの御提言をいただきました。例えば、営業譲渡について、いわば「無償の譲り渡し」に該当するようなケースについては、「三分の一ルール」の適用除外にすべきであるとされており、

このほかにも、公開買付の開始公告を行う日刊

新聞紙については、現行では二紙以上の日刊新聞紙に公告をするときされていますが、これを一紙以上としたり、あるいは電子的方法によって、公開買付の開始公告を可能とするといったような御提言をいただいております。

さらに、規制緩和の関連での幾つかの御提言をいただいておりますが、詳細については省略をさせていただきます。

これらを具体化していくことについては、証券取引法などの改正が必要となるものもあります。あるいは政令や内閣府令などの下位規範で対応ができるものもあります。現在、それを整理しております。法改正が必要なものは、証券取引法の改正案を来る国会で金融庁として提出させていただきます、国会での御審議をいただくよう準備をしております。

開示制度については、平成一四年の御提言を受

けて対応したもの、今回の平成一五年の御提言を
いただいて今後対応しようとしているもののほ
か、実は次の課題として残っているものがありま
す。

一つは、英語によるディスクロージャーの問題
であり、もう一つは、四半期開示の問題でありま
す。

これらについても、課題としては簡単に書いて
おりますが、私は、背景としては、もう少し大き
なコンテキストでお話を申し上げる必要があると
思います。と申しますのも、既にお話しましたよ
うに、国際的な観点も踏まえて整理をすることが
必要な問題だと思っております。そこで、国際的
な問題についてどのように考えていくのかという
ことを、これからお話をさせていただきたいと思
います。

二、問題の所在

(1) 会計制度を巡る国際的な動向

① 国際会計基準審議会（IASB）、国際会計基
準（IAS）とEU

レジュメの「2問題の所在」にありますように
「国際会計基準委員会」があつて、それが「国際
会計基準審議会」に発展改組された形になり、国
際会計基準審議会（IASB）の中で会計基準の
設定が進み、「国際会計基準」の現在のEUでの
位置づけ、という大きな流れがあります

「国際会計基準とEU」に示しましたように、
EUは単一市場として歩みを進めてまいりまし
た。この過程では、金融サービスに関する行動計
画の中で、資本についての監督当局も一つになっ
ていくという歩みを打ち出しており、着実にその

方向でいろいろな規則が制定され、手続がとられているわけですが、二〇〇二年の七月に欧州理事会と欧州議会が国際会計基準（IAS）の適用に関する規則（レギュレーション）を採択しています。その中身は、二〇〇二年末までに個別基準が適切であるかどうかの結論を出すということと、二〇〇五年一月一日以降に開始する会計年度から、域内上場企業の連結財務諸表に国際会計基準（IAS）と国際監査基準（ISA）の使用を義務づけることの二つであります。

準備は深まりを見せておりまして、特に個別基準については、いわゆる国際会計基準（IAS）の三二号と三九号、いずれも金融商品にかかわるものであり、この二つの個別基準の承認は遅れましたが、この二つの個別基準については、むしろ国際会計基準審議会での再検討を促すようにEUとしても働きかけることとされ、結果的には、二

〇〇三年九月二九日に、欧州委員会はIASの三二号と三九号を除いた既存のIASを二〇〇五年から適用していくことを改めて決定しているわけであります。

これまでIASは、「国際証券監督者機構（IOSCO）」の場において、クロスボーダーでの募集あるいは上場に関する基準として、各国政府がそれを採用するようというところで打ち出されてきたものであります。

IOSCOの総会が二〇〇〇年五月に行われましたが、その当時、国際会計基準として三〇のものがありました。その頃は、現在の国際会計基準審議会（IASB）になる前の国際会計基準委員会（IASC）でありましたが、このIASCで定められた三〇について、IOSCOでは、IOSCOMENバーが、incoming multinational issuersにIASCが二〇〇〇年当時につくってい

た三〇のスタンダードを their financial statements for cross-border offerings and listings について使用することを許可するように勧告（リコメンド）したわけであります。

これをEUは前進させて、国際会計基準（IAS）をEU域内の上場会社の連結財務諸表に使用することを義務づけたものであり、これによりEUの中ではIASが規範化されることになったわけであります。

②国際会計基準と米国

「国際会計基準と米国」の関係については、既にご案内のとおり、二〇〇二年の秋に、いわゆる Norwalk Agreement が出されて以来、コンバージェンス（収斂）という活字が脚光を浴びていることは改めて申し上げるまでもないことであります。いわゆるアメリカの会計基準の設定主体であ

るアメリカ会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）との間において、国内においても、クロスボーダーにおいても、財務諸表に利用できるような高品質で互換性のある会計基準の開発に合意し、これを覚書として公表したものです。このターゲットは二〇〇五年一月、つまり、EUの義務づけと時を一にしているわけでもあります。

ただ、アメリカは、会計基準の開発と普及について、あれだけの歴史があり、SEC基準には強い信頼を持っておりますし、いわゆる「ルール主義」という考え方のもとで実務が積み重ねられておりますが、国際会計基準審議会（IASB）では「原則主義」を掲げており、その中で、アメリカは「原則主義」へと舵を切ったといわれていますけれども、コンバージェンスといっても、果たしてどこまで具体的に歩み寄りがなされていくか

については、なかなか先が見えないともいわれており、私もコンバージェンスの具体的な作業としてはかなりハードなものがあるのではないかと思っております。

(2) 「二〇〇五年問題」について

① 外国企業の開示と「母国主義」

そのような国際的な動向の中で二〇〇五年が大変であるといわれているわけですが、私は、「二〇〇五年問題」との関係では、おおよそ四つの課題があると思います。

第一は、外国の会社が、日本でクロスボーダーのオフアリングをする場合に、国際会計基準（IAS）に則って開示をするについて日本ではどう考えていくのかという点であります。金融庁はこの問題をどう考えるのかということは、要するに、証券取引法上の与えられた行政としての解

釈あるいは権限との関係において、国際会計基準（IAS）に基づいて作られた連結あるいは単体の財務諸表について、日本での開示を認めるのかどうかということですが、現行の証券取引法では、「母国主義」がとられています。つまり、その母国が資本市場としての成熟度を相当持っていることを前提とした上で、そこで受け入れられている財務諸表については、日本においても基本的に受け入れるということであります。

すなわち、証券取引法は、一般の基本原則として、日本で証券取引法が求めているいろいろな財務書類については、「内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない」（第一九三条）という規定を設けていますが、まずこの基本原則としての、一般に公正妥当であると認められるところと

は、下位規範の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第一条第一項において、「この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」と規定されています。

そして、同規則第一条第二項において「金融庁組織令に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする」という規定が定められていますので、企業会計審議会が策定した企業会計基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準になるということが第一条で解釈され、このようなものであれば、証券取引法の適用上問題がないこととされております。

同時に、同規則第二十七条という条文がありまして、第一項に、「外国会社がその本国において

開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、（中略）その本国における用語、様式及び作成方法によるものとする」とされており、つまり、それらの国で認めているものについて、特に金融庁長官が公益または投資者保護に欠けることがないとして認めるときには、それで提出してもらって結構であるというのが、証券取引法と関連する規則が定めている内容であります。

これが、いわゆる「母国主義」と呼ばれているものであります。資料4は、平成一四年七月から平成一五年六月末までの一年間に提出時期を迎えた有価証券報告書が、一体どの会計基準に基づいて出されているのかという外国会社の開示の状況について調べたものであります。第一二七条第一項に基づき、例えばアメリカの会社がアメリカの

基準で提出しているケースが七三件あります。同様に、イギリス、カナダ、ドイツ、フランスなどの会社が、それぞれの母国である自国の基準で提出しているケースが、合計して一四〇になっています。

このような仕組みになっていることを前提として、例えばドイツについては、最近のドイツの商法改正によって、国際会計基準（IAS）がドイツの商法における母国での基準として受け入れられており、現に、ドイツの具体的な会社の中には、国際会計基準（IAS）に基づいて財務諸表を作成しているという例があります。

このように第一の課題である外国会社が国際会計基準（IAS）によって開示をすることを日本において認めるかどうかという点については、「母国主義」に基づく場合、母国での基準の中で国際会計基準（IAS）を認めているという実例

が既にあります。このような形で今後も引き続き認めていくことについては、先ほども触れましたとおり、年が明けてから、改めて企業会計審議会の企画調整部会で御議論をお願いしたいと思っており、事務局として論点を整理してまいりたいと思っております。

②日本企業と国際会計基準

「二〇〇五年問題」の第二の問題としては、我が国の証券の発行体が国際会計基準（IAS）を採用することをどう考えるかということです。

特に日本の会社には、例えばEUならEUにおいて、日本基準において作成をした財務諸表に基づいて資金調達活動を現に行っている例が少なくありません。EUが先ほど申しましたように、域内の上場会社の連結財務諸表に国際会計基準（IAS）を義務づける方向に進んでいく場合におい

て、日本の会社が日本基準で財務諸表を作って開示することを仮にも排除するような方向で、今後EUの議論が動いていくようなことになりますと、その点については、資本市場における排他的な措置の適否についてEUの考え方を問わねばならないと思っています。

ただし、EUの今後にかかわらず、日本のそれぞれの会社の選択として、日本においても国際会計基準（IAS）に基づき財務諸表をつくることを認めてもらいたいという会社があらわれてくる可能性があります。そのような意味で、日本の証券の発行体が国際会計基準（IAS）を採用していくことをどう考えるのかという問題があるわけです。別にグローバルにオフライングしなくても、日本のマーケットで、国際会計基準（IAS）に基づいて財務諸表を作って、それを開示したいと考える日本の会社もあるかもしれません。

いずれにしても、日本において、日本の会社が国内での開示を中心に、海外での開示も含めて、国際会計基準（IAS）によって財務諸表を作成することを投資家保護の観点からはどのように考えるのかという課題があります。

基本的な考え方は、冒頭でも申しましたように、私は、選択肢が複数あることは基本的に容認されるのではないかと思いますけれども、この点について、企業会計審議会で御議論をお願いしたいと思っています。その場合、連結財務諸表と個別の財務諸表の作成基準を一致させるのかどうかという問題も出てくると思います。英語によるディスクロージャーをどう考えていくかという議論も、このような課題にまでかわりが出てくると思います。このほかにも、過年度の財務諸表について、遡及修正をどうするのかといった、いろいろな問題へと広がってまいります。

③開示の頻度、内容、方法等の問題

「二〇〇五年問題」に関連する三番目の問題は、日本の開示の制度あるいは基準は、IOSCOでかつて検討された基準などとの関係においても、おおむね整合性がとれていると考えられますけれども、なお、その開示の頻度の問題、開示の内容の問題、開示の方法の問題などがあります。例えば頻度の問題は、半期の開示制度が現に実施されている中で、四半期の開示制度についてどう考えるのか。また、開示の方法は、例えば法定でその形式をきちんと定めるのか、あるいはアニユアルレポートをベースとして考えるのかといった議論もあらうと思います。この中で、英文での開示ということも関係してくるものと思います。

したがって、これらの問題については、金融審議会でディスクロージャーの御議論をしていただいていますので、事務局としての論点を整理し

て、引き続き御議論をお願いしたいと思っています。

④国際会計基準審議会との関係

第四番目の「二〇〇五年問題」といわれる国際的な課題としては、まず一つには、国際会計基準審議会（IASB）の運営の問題があります。国際会計基準審議会（IASB）は、Tweedie議長のもとで、事務局はおおよそ六〇名から構成され、ロンドンに置かれています。委員はアングロサクソンの方々を中心として構成されています。日本からも公認会計士の山田辰巳さんが、その理事の一人に選ばれ、積極的に活躍をされていますけれども、果たして、ここでの議論や決定が、国際的にも、あるいは経済実体なども含めて、果たしてどれだけ普遍的な、効果的なものとしてあり続けるかといった点について、日本としてよく検

証しなければならない問題があるのではないかということです。

「日本として」と申しますのは、金融庁は監督当局の一つでありますが、一方、国際会計基準審議会（IASB）は会計基準を設定するための主体としては民間で形成されておりますので、当事者としては、会計基準を設定するという問題と、このようにして形成された規範を、法律に基づいた規範として認めるかどうかという問題は、別個の議論としてとらえるべきものであるからであります。

しかし、そうは申し上げましても、實際上、EUでは、国際会計基準（IAS）を規範として認めて規範力を与えるという方針が出されており、これまで理念として設定されてきた基準が、規範力を持った基準として根づいていくという動きになっているわけありますから、したがって、そ

のような国際会計基準（IAS）を設定するプロセスそれ自体についても、金融庁としては、どのように経済実体を踏まえ、あるいは関係者の意見が集約され、反映されているのかという点について、大いに関心がありますし、また、企業会計基準委員会、発行体、経済界、会計士、取引所を始めとする日本の関係者の方々も大いに関心を持っておりますので、よく連携をとりながら、国際会計基準審議会（IASB）の運営の問題を始めとする問題意識を共有しつつ、働きかけをしつかりやっていく必要があると思っております。

具体的なきかけの方策には、いろいろなものがあると思います。そもそも日本の会計、監査、開示の制度や基準の実態が十分には理解されていないのではないかと御指摘があります。あるいはそうかもしれません。日本の企業会計基準あるいは会計制度だけではなく、開示や監査につい

ても、どのような現状にあるのかということについて、例えば英語の材料を用いて説明し、議論するといった努力から始めなければならないとも思っております。

そのような意味において、個々の会計基準の設定をつかさどる企業会計基準委員会だけでは、このような認識を対外的に深めていく活動をするためには、限界があるかもしれません。それは会計基準の話だけではないでしょうから、よく連携をとって対外的な働きかけを行っていくことだろうと思います。

もう一つ、働きかけを必要とする分野の関係で申しますと、国際会計士連盟（IFAC）の機構の中に、国際監査・保証基準審議会（IAASB）という機関があります。先ほども触れたように、国際監査基準（ISA）の整備を担う組織として位置づけられているものであります。EUで

は国際会計基準（IAS）の義務づけに加えて、国際監査基準（ISA）も採用することとされており、さらに、国際会計士連盟（IFAC）としては各国の監査基準を国際監査基準（ISA）で代替させていくという動きが見られます。

このような動きに対しては、日本として、議論の場にもしっかりと入っていった、日本の制度の状況などを的確に伝えながら、議論全体をよくウオッチしなければならないと思っております。また、先ほど述べましたとおり、国際監査基準（ISA）には、保証業務というフレームワークが盛り込まれており、日本においても、保証業務というフレームについて、企業会計審議会の第二部会での御議論をお願いしなければならないと思っております。

「二〇〇五年問題」全体を通じて重要だと思えますことは、国際的な議論の場にどのようにして

人材面での貢献を果たしていくのかという課題で
あります。なかなか簡単な問題ではないと思いま
す。語学力、特に会計を始めとする制度につい
ての深い知識を持つことが前提となりますので、や
はり会計士の方々を始めとして、あるいは国際的
に活躍されている会社の方々に国際的な議論の場
に出ていただいて、金融庁としても、何ら
かの形でこれをサポートし、日本の制度や基準に
ついての情報発信から取り組んでいかねばならな
いと考えております。さらに、そのような人々
が、国際的な場で議論をリードし、具体的に参画
していくことをサポートする方向で、金融庁も、
関係者と十分な連携をとることが重要であると考
えております。

以上が「二〇〇五年問題」に関連して考えてい
るところであります。

なお、今までお話をさせていただいたところ

で、欠けていることは、公認会計士法の制度関連
のところ です。お手元の資料5にありますよう
に、平成一五年五月に国会で改正法を成立してい
ただきました。ちょうど今日、一月一九日にそ
のうちの主要な政令を公布いたしました。内閣府
令も二五日に公布したいと考えております。細か
い点などは、時間の関係で、資料に委ねさせてい
たきます。

いずれにいたしましても、非常にスピードが求
められているということを痛感いたしております。

一方で、スピードだけに流されてはいけないと
ころがあるのだということも肝に銘じながら、こ
れからも制度の検証と見直しにはしっかりと取り
組んでまいりたいと思います。

いろいろな御批判、あるいは御叱責を、もちろ
ん組織の中でもそうですが、組織の外の皆様方か

らも十分にいただきながら仕事を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく叱咤激励をお願い申し上げます。高いところから恐縮でございますが、最後にお願いをさせていただきます。私の話を以上とさせていただきます。(拍手)

御清聴どうもありがとうございます。(拍手)

関理事長 参事官、どうもありがとうございます。た。

それでは、せっかくの機会でございます。いろいろな御意見とか、御質問とか、多々おありになるのではないかと思います。どなたかいらっしゃいませんか。

それでは、一つ私から伺いますが、こういう大変広範囲な、精力的な施策の展開が国内でも行われ、また、お話の中にもありましたように、国際的な活動に対しても、日本として積極的にか

かわっていかうということで、いろんな努力もされているということですが、そういう一連の努力の結果、日本の会計制度、監査制度、あるいは開示制度に対する国際的な見方について、最近、どのように変わってきているか。そのあたり、いかがでしょうか。

羽藤 今の制度整備の現状は、かつてに比べると国際的にも遜色のない水準にあるといえるのではないかと思います。具体的には、例えば、日本公認会計士協会が最近よくお話があるのですけれども、レジェンドが大分外れてきたのではないかと思います。御指摘があります。欄外に注記という形で書かれるケースも見られるけれども、今ではかつてのような表記は、異論もあります。ほとんどなくなつたといわれております。このような御努力は、日本の大規模監査法人の御関係の方々を引き続きお願いしたいと思っております。

あるいは、これもいろいろな関係者が努力をしておられるのですけれども、国際会計士連盟の中で、信頼性の向上について議論をする場があり、これは「監査に対する信頼性の回復のためのタスクフォース」といわれていますけれども、かつて大蔵省の財務官を務められた中平幸典氏が日本から代表として参加され、日本の監査制度、もちろんその前提となる会計制度についても、議論を相対リードをされて、報告書をまとめられたということもあります。

確かに会計基準もかつては幾つか足りないという御指摘があったと思いますが、これまでの関係者のそれぞれの積み重ねについては、もっと自信をもってよいのではないかと思うのです。ときおり、自虐的なとらえ方や不安感を口にされる方がおられます。そのとおり、制度がいくら形が国際的な水準にようやく到達したからといって

も、魂を入れなければどうにもならないので、こは行政としてしっかりと実施をしなければならぬ、資本市場の中でしっかりと根づいていくことが大事だと思っております。これまでの先輩あるいは関係者の御努力を、私としては、今職務を担う立場にある者として、バトンをつないで走っているわけありますから、走り抜くことで、積極的に説明をさせていただこうと思っております。

今日ご出席をいただいている皆様方にも、それぞれ関係されておられる方々に本日御説明させていただきた話について改めて検証をしていただいたり、あるいはそのような中で、「こういう指摘がある、こういういわれ方をしているが、一体金融庁は今どう考えているのか」ということを教えていただくことによって、私もまた、それに対して説明させていただきつけかけを見出すことがで

きると思っておりますので、そういう意味でも、御協力をお願いしたいと思います。

関理事長 どうもありがとうございました。

それでは、もう一問だけ質問させていただきたいと思います。監査の方もいろいろあるかもしれませんが、会計基準について、いろいろな国際的な議論をされる場合に、やはりアメリカの考え方とヨーロッパの考え方は、具体的な問題についても時々ぶつかっている。双方に基本的にはなるべく合わせていこうとはいっているけれども、具体的な問題になると、その意見調整に結構手間取っているというようなこともあるようです。そのあたりは、何かお話がありますでしょうか。

羽藤 恐らく今の御質問は、一つには、アメリカと、EUを始めとする、あるいはアメリカ会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（I

ASB）との関係をどのように見ているのかという観点が一つあると思いますし、そういう環境の中で、日本の会計基準をどういうふうに見据えているのかという二つの問題があるのだと思います。

まず、最初の点については、コンバージェンスの達成には現実的には多くの課題があるのではないかと思います。そのようにあっさりとし上げることには本来は慎重であるべきだとは思いますが、先ほども触れましたけれども、「ルール主義」、「原則主義」、そして、アメリカのこれまでの歴史の中で、アメリカ会計基準審議会（FASB）が築き上げてきた会計基準に対するフレームワークは、国際会計基準審議会（IASB）との作業あるいはアプローチによっても、そう簡単には代替されていくようなものではないと思います。

ただ、まず目標を掲げて、その方向で努力をしていこうという意味においてのコンバージェンスは、誰も否定しないと思いますし、その理念、方向性にベクトルが働いていくのでしょうから、幾つかの個別具体的に片づかない議論がどういう形で残っていくのかというところは、これから具体的に浮き彫りになってくるのだらうと思います。これまでも業績報告を始めとして、いろいろなところで浮き彫りになりつつあるのでしょうけれども、そういったところを日本としても議論としてよく見据えておかないといけないと思います。

次に、そのような環境の中で、日本の基準をどう考えていくのかであります。日本の基準の道具立てとしては、国際的に見て遜色のない水準に至っているのだという認識については、先ほども申し上げたとおりでありますので、金融庁として

も、あるいは企業会計基準委員会を始めとする関係者の方々においても積極的に情報発信に努める必要があると思います。

また、個々の基準について、日本でどうなっているのかということや、あるいは国際会計基準（IAS）ではどのようなになっているのかということについては、かなり詳細に説明や議論をし、あるいは、日本のスタンスを主張していくことが必要とされていると思います。保険についても、あるいは業績報告も、幾つかの個別の、いわゆるプロジェクトといわれているものの中には、国際的な基準を形成していく過程において、日本の考え方、あるいは産業、経済が一体どういう状況なのかをよく説明していただくことは、企業会計基準委員会を始めとして、それぞれ関係のセクターの課題でもあると思います。

ただ、これまでの努力が十分であったのかという点については、要するに、包括的に、全体として日本の制度や基準がどのような水準になっているのかということを、抽象度が高くなるわけですが、これも、日本の資本市場、あるいは監査も含めた形での会計制度にまで広げて、日本の会計を巡る制度や基準は、今このような状況になっているということの説明することは、今までは実態としてもいろいろな会計基準が作成や開発の過程にあったということもあって、手が回りにくかったかもしれない。これは金融庁として頑張らなければならぬところもありましょうし、経済界にも頑張っていたかなければいけないところもあると思います。また、企業会計基準委員会でも、包括的に訴えかけていく、働きかけていくことが必要ではないかという気もいたします。

日本の資本市場は多様性があって、これだけ厚みのある経済なのですから、そこで根づいている制度や基準があるのだということは、相応の合理性と意味をもっているのだと思います。コンバージェンスという問題が、単にアメリカとEUの間で行われている議論で、その収斂したものに日本がついていくという問題として考えるのか。あるいは、日本の基準は、確かに日本ではそれに則って処理をされ、機能しているのではないかととも考え、その上で、基準同士の間の切磋琢磨という言い方もできるかもしれないけれども、基準についての「制度間競争」という言い過ぎかもしれません。そういう中で日本の資本市場や日本の証券の発行体にとってのこれからの展望も拓かれていくのではないかと思っております。

関理事長 大変整理した御説明をいただきました

会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について

て、どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、今日の会合
を終わらせていただきます。

参事官、どうも大変ありがとうございました。

（拍手）

（はとう ひでお・金融庁総務企画局参事官
兼企業開示参事官）

（本稿は、平成一五年一二月一九日に行われた講演会の
記録で、文責は当研究所にある。）

羽 藤 秀 雄 氏

略 歴

現 職 金融庁総務企画局参事官兼企業開示参事官

生 年 1957年

略 歴 1981年東京大学法学部卒業。通商産業省入省。

通商産業省の各局、資源エネルギー庁、仏国立行政学院（ENA）、外務
省在仏大使館書記官、通商産業大臣秘書官、機械情報産業局企画官、大
臣官房報道室長、経済産業政策局参事官（新規産業担当）等を経て、
2002年7月より現職

(レジュメ)

1. 背景

- 国際環境における会計基準
- 我が国の制度整備の背景
- 我が国の会計制度の整備の進展
- 我が国の監査制度の整備の進展
- 我が国の制度整備の最近の展開
- 「企業会計基準委員会」(ASBJ)
- 我が国の制度整備の現状

2. 問題の所在

- 「国際会計基準委員会」(IASC)
- 「国際会計基準審議会」(IASB)
- IASB における会計基準の開発
- 国際会計基準と EU
- 国際会計基準と米国
- 国際会計基準の「採用」の現状
- 国際的な動向と「2005年問題」

デイスクリージャー制度及び会計基準の見直し

会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について

(資料 2 - 1)

「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」
(平成14年8月)の主な内容

企業会計審議会においては、固定資産の減損会計及び投資不動産の取扱いについて審議を進めていたところであるが、平成14年8月、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を取りまとめ公表した。

○ 固定資産の減損会計について

1 減損の兆候

資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、使用範囲・使用方法の著しい変化（事業のリストラなど）、市場価格の著しい下落などを例示として定める。

2 減損損失の認識

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して、減損損失を認識するかどうか判定する。

3 減損損失の測定

帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

（注） 使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいい、正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

4 将来キャッシュ・フローの見積り

合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。見積りに際しては、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。

5 資産のグルーピング

概ね独立したキャッシュ・フローを生成する最小の単位でグルーピングを行うことを原則とし、管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して定める。

（注） 共用資産（本社ビル、研究所等）については、原則として、共用資産に関連する資産グループを含むより大きな単位でグルーピングを行う。共用資産の帳簿価額を関連する資産グループに合理的な基準で配分できる場合には配分することもできることとする。

6 実施時期等

今後、関係各方面の準備作業、企業側の受入準備が必要であり、これらを考慮して、平成17年度（2005年度）から完全実施されるよう措置することが適当である。

また、平成16年度（2004年度）について適用することを認めるよう措置することが適当である。なお、平成15年度（2003年度）の年度決算についても適用することを妨げないものとする。

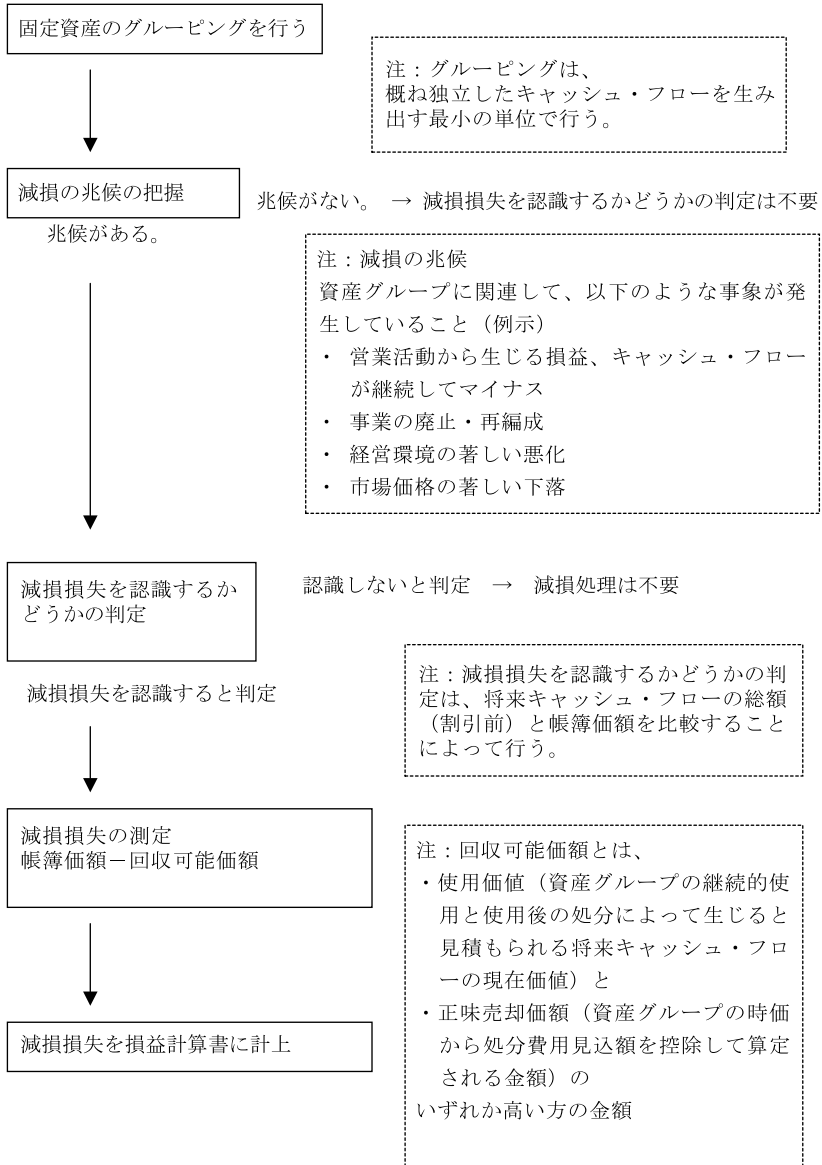
実務指針は、企業会計基準委員会において作成する。

7 投資不動産

原価評価を継続し、他の固定資産と同様に減損会計を適用する。

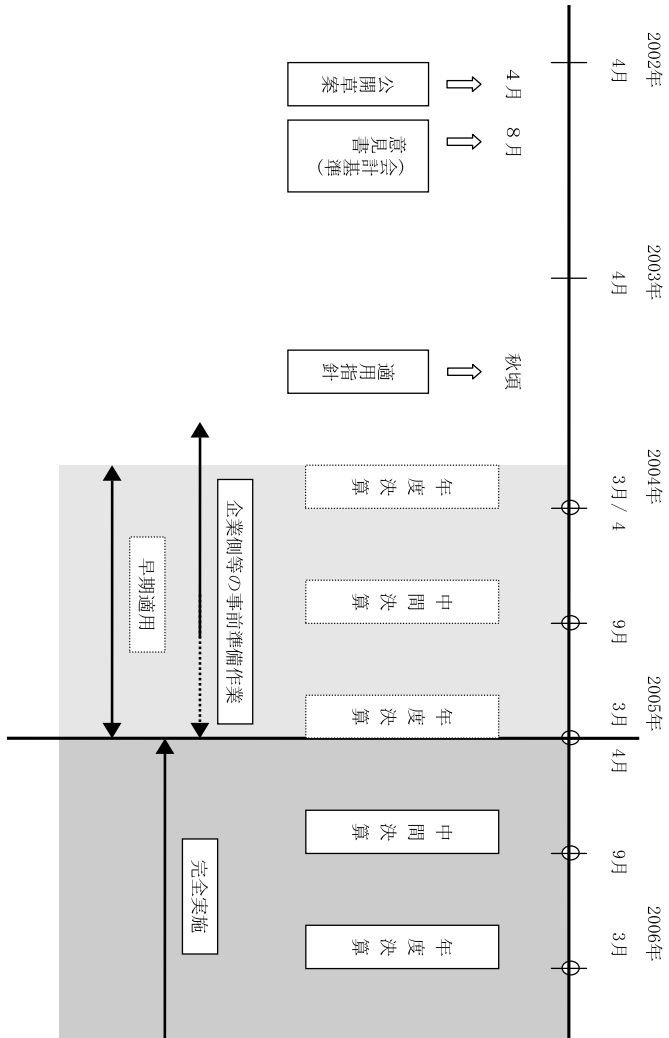
(資料 2 - 2)

減損会計の手順



(資料 2－3)

減損会計の適用時期



会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について

(資料 3 - 1)

「企業結合に係る会計基準」の主な内容

1. 対象取引

合併、株式交換等の企業結合の法的形式を問わず包括的に対象取引とする。独立企業同士の結合の他、「共同支配企業の形成」及び「共通支配下の取引」（親子会社の合併等）を対象とする。

2. 取得と持分の結合の識別

次の3要件を満たす場合には「持分の結合」と判定し、持分の結合と判定されなかったものは「取得」と判定する。

- ① 結合の対価が議決権のある株式である
- ② 結合後の議決権比率が50：50の上下概ね5パーセントポイント以内
- ③ ②以外にも支配関係を示す一定の事実がない（取締役の員数等）

共同支配企業の形成は持分の結合と判定する。ある企業結合を共同支配企業の形成と判定するためには、要件①及び③を満たす必要がある。

3. 取得の会計処理

取得と判定された企業結合にはパーチェス法を適用する。取得した資産・負債は時価で受け入れ、のれん（又は負ののれん）は20年以内に規則的に償却する。

4. 持分の結合の会計処理

持分の結合と判定された企業結合には持分ブリーング法を適用し、結合当事企業の資産、負債及び資本の簿価を引継ぐ。

5. 共通支配下の取引の会計処理

共通支配下の取引により企業集団内を移転する資産及び負債は、原則として移転前の簿価を引き継ぐ。

6. 実施時期等

平成18年（2006年）4月1日以降開始事業年度から適用を開始する。

企業会計基準委員会に適用指針の検討を要請する。

(資料 3 - 2)

企業結合に係る会計基準

企業結合の現状

- ・ 合併、株式交換・移転、営業譲渡、現物出資、会社分割等の企業再編・事業再生に係る制度環境の整備は我が国経済社会の喫緊の課題
- ・ 法制度面の環境整備については着実に進展 (例：商法における株式交換・移転制度、会社分割制度の創設)
- ・ 経営者による適切な実態の把握、株主・債権者に対する適正なディスクロージャーのための会計基準は未整備

会計基準整備の必要性

- ・ 明確で統一的な会計基準としての整備が必要
- ・ 国際的動向も踏まえつつ、我が国の慣行などに配慮した基準が必要

審議の経過

- ・ 平成12年より企業会計審議会で審議
- ・ 平成13年7月に「論点整理」を公表
- ・ 平成15年8月に「公開草案」を公表

企業結合に係る会計基準の概要

「企業買収」か否かの判定

経済実態に照らし、「企業結合」を「企業買収」に該当する場合 (取得) としてない場合 (特分の結合) に区別

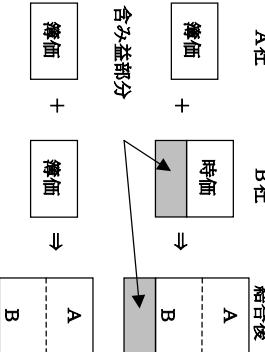
- ・ 現金による企業買収等 (株式が交付されないとき) は「企業買収」
- ・ 大小関係があるときは「企業買収」 (例：議決権比率で格差おおむね5%以上)

企業結合の会計処理

企業買収である
普通の商品購入と同じように、買収された会社をそのときの価格で受入れ処理⇒「パーチェス法」

企業買収ではない
何らかの売買が行われていないため簿価を合算⇒「特分フリーゾンプ法」

A社とB社が結合した場合の処理



実施時期等

- ・ 平成18年 (2006年) 4月1日以降開始事業年度から適用開始
- ・ 企業会計基準委員会に適用指針 (実務指針) の検討を要請

(資料 3－3)

企業結合の会計処理

持分法（持分の結合）

A 社

資産 100	負債 50
	資本 50

B 社

資産 50 (時価 100)	負債 30 (時価 40)
	資本 20 (時価 60)
含み益・ 営業権等	

《A 社と B 社が結合》
いずれも Yes なら持分法
ーリング法

- ① 対価が株式
- ② 議決権の比率が 50:50±概ね 5
- ③ ②以外の支配関係を示す一定の事実がない

Yes

資産 150 (A 社 100 +B 社 50)	負債 80 (A 社 50 +B 社 30)
	資本 70 (A 社 50 +B 社 20)

パーチェス法 (取得)

No

資産 200 (A 社 100 +B 社 100)	負債 90 (A 社 50 +B 社 40)
	資本 110 (A 社 50 +B 社 60)

B 社の純資産の時価

パーチェス法で増加する部分

のれん (20 年以内に償却)

会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について

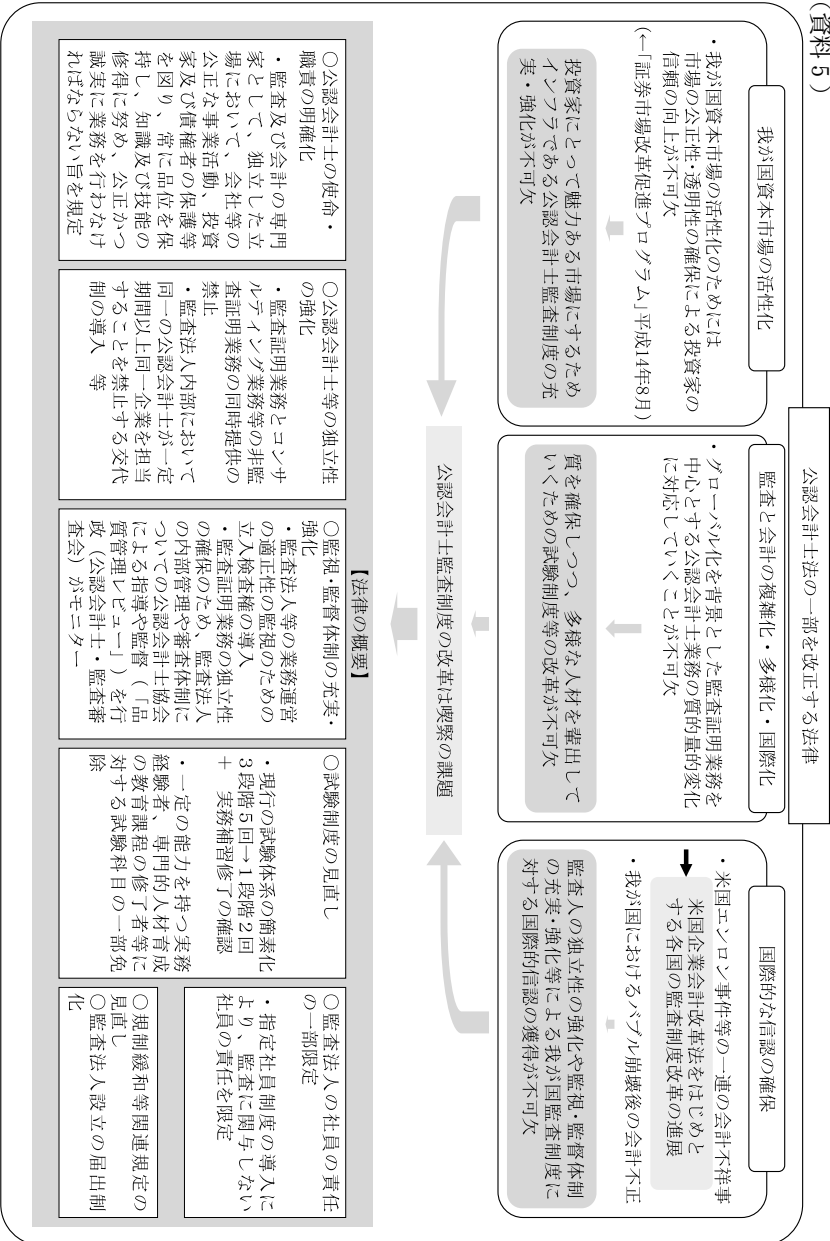
(資料4) 開示外国社会の会計基準調べ

		アメリカ	イギリス	英 ス ヘ イ ン グ	カナダ	ドイツ	フランス	オース トラ リア	ス ペ イ ン	中国	オランダ	スイス	フランス	メキシコ	韓国	ア レ ー シ ア	シン ガ ポ ー ル	ブル ク セ ン	香港	台湾	ア ル バ ニ ア	計
127条1項	自国基準 (国内基準)	73	18	1	2	7	10	4	3		6	2	2	1	3	1	2	2	2		1	140
	SEC 基準			2		1				1										1		5
	イギリス基準							1														1
	フランス基準										1											1
	香港基準			2																		1
127条2項	ルクセン ブルグ基準	1																				1
	計	74	18	5	2	8	10	5	3	1	7	2	2	1	3	1	2	2	2	1	1	150

※平成14年7月から平成15年6月までの間に提出時期を迎えた有価証券報告書及び新たに提出された有価証券届出書による。

未提出会社は次の4社
P.T.テレコムニカシ・インドネシア Tbk (国籍 インドネシア)
フレルマシア・コーポレーション (国籍 アメリカ)
MCI (国籍 アメリカ)
ネットワーク・アソシエイツ・インク (国籍 アメリカ)

(資料 5)



会計、開示、監査を巡る最近の制度改革について